

京都ジョブパーク事業良質な正規雇用による人材確保チャレンジ事業業務に係る事業提案Q&A

【公募事業の業務内容に関する質問】

番号	質 問	回 答
1	<p>仕様書1頁 良質な正規雇用の定義②は1ヶ月当たりの平均出勤日数が19日以内となっていますが、週休二日制(土日祝)で勤務カレンダーを用いる企業の平均出勤日数は19.5~20.5日になりますが、本事業の対象外となりますか？</p>	<p>事業所に出勤しない日は出勤日には入らないため、ご質問の場合、有給休暇や年末年始休暇、その他特別休暇などの取得や付与が考えられることから、定義②については、条件を満たす見込みとして取り扱っていただいて差し支えありません。</p>
2	<p>募集要項 第2 業務の再委託 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。 ただし、部分的な業務について、あらかじめ知事の承諾を得たときは、第三者に委託することが可能</p> <p>上記に関して、セミナー開催にあたり講師を依頼することは再委託に該当いたしますか？ 該当する際は、知事への申請手続き方法をご教授願います。</p>	<p>セミナーの講師を、受託事業者以外の方に依頼することは再委託にはあたりません。ただ、セミナーの開催案内、会場借り上げや設営等、当該セミナーの企画運営業務を包括的に依頼する場合は、再委託に該当しますので、その場合は、再委託先、再委託する内容、理由等について当室と協議いただくこととなります。</p>